

京都市「体験の機会の場」の認定事務の取扱いについて

平成24年10月1日 環境政策局長決定

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下「法」という。）第20条に規定する「体験の機会の場」の認定に関し、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）に定めるもの、「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」に掲げるもののほか、必要な事項を定める。

1 認定の申請

- (1) 認定の申請をしようとする者は、別表1に掲げる書類を添付のうえ、様式第7（規則第9条関係）による申請書を市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は、認定をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に様式ケにより通知するものとする。
- (3) 市長は、認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業内容等が法第20条第1項第1号及び規則第8条の規定する基準に適合しないと認める場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に様式コにより通知するものとする。
- (4) 市長は、必要に応じて、申請者に対してヒアリングを行い、追加資料を求め、又は現地調査を求めることができる。

2 変更及び廃止の届出

- (1) 法第20条第8項に規定する認定民間団体等は、申請事項を変更したときは、別表2に掲げる書類を添付のうえ、様式第8（規則第10条関係）により、その旨を市長に届け出なければならない。
- (2) 認定民間団体等は、体験の機会の場の提供を行わなくなったときは、様式第9（規則第10条関係）により、その旨を市長に届け出なければならない。
- (3) 前各項の届出は、事実の発生した日から30日以内に、市長にその旨を提出しなければならない。

3 認定の有効期間

- (1) 市長は、認定をする場合において、当該認定の日から起算して5年を超えない範囲内においてその有効期間を定め、様式ケにより申請者に通知するものとする。
- (2) 前項の有効期間の更新を受けようとする者は、有効期間が満了する日の30日前までに、様式第10（規則第11条関係）により、申請書を市長に提出しなければならない。ただし、「1 認定の申請」時の提出書類（別表1）のうち、必要

な書類の提出を求めることがある。

- (3) 市長は、更新の認定をする場合において、有効期間が満了する日までに、当該認定の日から起算して5年を超えない範囲内においてその有効期間を定め、様式ケにより申請者に通知するものとする。

4 認定の取消し

- (1) 市長は、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者と判明した場合、同条例第13条の規定に基づき、認定を取り消すことができる。
- (2) 市長は、前項又は法第20条の6の規定により、認定を取り消したときは、その旨を当該認定の取消を受けた者に様式サにより通知するものとする。

5 認定の周知等

- (1) 市長は、認定、更新若しくは取消しをしたとき、又は変更若しくは廃止の届出があったときは、インターネットの利用等により、その内容を周知する。
- (2) 認定民間団体等は、事業の内容及び認定の有効期間を併記のうえ、当該土地又は建物が認定体験の機会の場である旨の表示をすることができる。

6 事業の実施状況の報告

民間認定団体等は、事業年度終了後3箇月以内に、別表4に掲げる書類を添付のうえ、市長に報告しなければならない。

7 補則

京都市「体験の機会の場」の認定事務の取扱いについて（以下「事務取扱」という。）に定めるもののほか、この事務取扱の施行に関し必要な事項は、環境政策局長が定める。

附 則

この事務取扱は、令和4年7月1日から施行する。

○認定の申請（様式第7）時の提出書類

(別表1)

内容（規則第9条第2項）	提出書類
一 申請者が個人である場合は、その住民票の写し	・【個人】住民票の写し（※）
二 申請者が法人その他団体である場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの	・【法人等】定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書（※）又はこれらに準ずるもの（任意団体は個人に準ずる）
三 法第20条第4項各号の欠格事由に該当しないことを説明した書面	・欠格事由に該当しない旨の誓約書（様式ア）
四 直近の事業年度における認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の実績を記載した書類	・事業実績報告書（様式イ）
五 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書	・事業計画書（様式ウ） ・収支予算書（様式エ）
六 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置について記載した書類 (当該事業に係る土地又は建物の管理に関する事項を含む。)	・申請者及び実施者の安全確保のための研修実績（様式オ） ・安全対策等報告書（様式カ） ・申請しようとする場に係る固定資産税・都市計画税の納付状況が確認できる書類
七 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制について記載した書類	・実施体制報告書（様式キ）
八 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加に要する費用の額及び当該事業の参加定員に関する事項を記載した書類	・参加費用及び定員に関する事項（様式ウに含む）
九 認定の申請に係る土地又は建物の位置を示す地図及び当該土地若しくは建物の登記事項証明書又はこれに準ずるもの	・地図及び登記事項証明書（※）又はこれに準ずるもの
十 認定の申請に係る体験の機会の場において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについての当該事業の実施者の同意書	・実施者の同意書（様式ク）
十一 その他参考となるべき事項を記載した書類	・必要に応じて追加の書類を求める

※ 申請日前3か月以内に取得したもの

○変更の届出（様式第8）時の提出書類

(別表2)

内容（規則第10条第2項）	提出書類
認定に係る内容を変更した場合	・別表1のうち変更した内容に係る書類

○更新の申請（様式第10）時の提出書類

(別表3)

内容（規則第11条）	提出書類
有効期間の更新を受けようとする場合	・事業の実施状況の報告を踏まえ、認定の申請時の提出書類（別表1）のうち、必要な書類の提出を求めことがある。

○事業の実施状況の報告時の提出書類

(別表4)

内容（規則第12条）	提出書類
一 前年度における認定に係る体験の機会の場で行う事業の実施の状況	・前年度の事業実施状況報告書（様式シ）
二 前年度における認定に係る体験の機会の場で行う事業に係る収支決算	・前年度の収支決算書（様式ス）